

2011年(平成23年)2月22日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 当社の従業員は遅くまで残業をしており、毎月の残業代が高額になっています。定額制、年俸制にするなどして残業代を抑えることはできませんか。

## 残業代を抑えたい



以上の割増賃金を支払時間内に処理できないわなければなりません。

賃金支払いの対象となる労働時間は、使用者の明示または黙示の指示により業務に従事した時間です。指示は

A 従業員の労働に対する対価として賃金を支払わなければならず、法定労働時間(1日8時間)を超えた労働については、通常の賃金の2割5分

金部分を区別できることにより、残業代の②時間外手当をそのまま支払い義務を免れるこのような形で支払うこととはできません。が就業規則などで明示されていること③当該手当額が法所定の計算方法による割増賃金額以上であること一が必要です。

①②の要件を充足しなければ別途割増賃金を支払う義務が生じます。③の要件を充足しないも、賃金算定の対象とされ法所定の計算方法で算出された割増賃金額に不足する金額の請求を受けることになります。いずれにしても

(弁護士

松田健太

定額制や年俸制にする

郎)

## 明示しなければ義務